

◎新潟県告示第567号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年4月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	廃止年月日
桑原医院	上越市柿崎区柿崎6566番地	平成25年2月28日
外山整形外科内科医院	三条市北四日町16番19号	平成25年2月17日
さんか歯科医院	上越市栄町1-3	平成25年3月31日
堀田歯科医院	村上市学校町3-50	平成25年3月31日
エイム調剤薬局	長岡市浦653番地1	平成24年11月30日
なかじま調剤薬局	長岡市中島7丁目1番32号	平成25年2月28日
トモエ薬局高田店	上越市樋場2街区1-1	平成25年3月31日
トモエ薬局春日野店	上越市春日野1-14-9	平成25年3月31日
さくら薬局	燕市殿島2丁目10-14	平成25年1月31日
ウエルシア薬局新潟小出店	魚沼市井口新田1003-6	平成23年5月31日